

第63期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項(交付書面省略事項)

【事業報告】

主要な営業所

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制

及びその運用状況の概要

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

(自 2024年9月1日)
(至 2025年8月31日)

株式会社 **コジマ**

主要な営業所（2025年8月31日現在）

本 社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

池袋本部 東京都豊島区南池袋二丁目49番7号

地 区 名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店舗数
北 海 道	北 海 道	コジマ×ビックカメラ 函館店 コジマ×ビックカメラ CiiNACiiNA 屯田店	4
東 北	青 森 県	コジマ×ビックカメラ 弘前店	1
	岩 手 県	コジマ×ビックカメラ 盛岡店	1
	宮 城 県	コジマ×ビックカメラ イオンモール名取店 コジマ×ビックカメラ イオンモール新利府北館店	4
	秋 田 県	コジマ×ビックカメラ 卸 団 地 店	1
	福 島 県	コジマ×ビックカメラ 福島店 コジマ×ビックカメラ いわき店	7
北 関 東	栃 木 県	コジマ×ビックカメラ 宇都宮本店 コジマ×ビックカメラ 宇都宮テラス店	12
	群 馬 県	コジマ×ビックカメラ 高崎店 コジマ×ビックカメラ スマーク伊勢崎店	3
南 関 東	埼 玉 県	コジマ×ビックカメラ 新座店 コジマ×ビックカメラ 越谷店	18
	千 葉 県	コジマ×ビックカメラ 柏店 コジマ×ビックカメラ らぽーとTOKYO-BAY店	9
	東 京 都	コジマ×ビックカメラ 江戸川店 コジマ×ビックカメラ 用賀店	31
		コジマ×ビックカメラ 南砂町SUNAMO店 コジマ×ビックカメラ コーナン田無店	
	神 奈 川 県	コジマ×ビックカメラ 梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ 横須賀店	11
北陸甲信越	新 潟 県	コジマ×ビックカメラ 新潟店 コジマ×ビックカメラ 上越店	2
	山 梨 県	コジマ×ビックカメラ 甲府店 コジマ×ビックカメラ 甲府バイパス店	2

地 区 名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
中 部	静 岡 県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店	4
	愛 知 県	コジマ×ビックカメライーアス春日井店 コジマ×ビックカメラ熱田店	6
	三 重 県	コジマ×ビックカメラアピタ四日市店	1
近 畿	京 都 府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大 阪 府	コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメライオンタウン茨木太田店	5
	兵 庫 県	コジマ×ビックカメラ尼崎店 コジマ×ソフマップ神戸ハーバーランド店	3
中 国	広 島 県	コジマ×ビックカメラ広島インター緑井店 コジマ×ビックカメライオンモール広島府中店	3
	山 口 県	コジマ×ビックカメラ山口宇部空港店	1
九 州	福 岡 県	コジマ×ビックカメラ福岡春日店 コジマ×ビックカメラ八幡店	5
	熊 本 県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
沖 縄	沖 縄 県	コジマ×ビックカメライオンモール沖縄ライカム店 コジマ×ビックカメラ那覇店	3
合 計			139

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行)	株式会社コジマ 第3回新株予約権 (2020年11月発行)	株式会社コジマ 第5回新株予約権 (2021年12月発行)	株式会社コジマ 第7回新株予約権 (2022年11月発行)
発行決議日	2019年10月17日	2020年10月19日	2021年11月30日	2022年10月18日
新株予約権の数	90個	90個	290個	290個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,000株	普通株式 9,000株	普通株式 29,000株	普通株式 29,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年11月2日 ～ 2069年11月1日	2020年11月5日 ～ 2070年11月4日	2021年12月17日 ～ 2071年12月16日	2022年11月5日 ～ 2072年11月4日
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第9回新株予約権 (2024年11月発行)
発行決議日	2024年10月16日
新株予約権の数	1,659個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 165,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2027年11月6日～2029年11月5日
交付者数	執行役員及び従業員（課長職以上）167名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (百 万 円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	50
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

（業務の適正を確保するための体制）

（1）取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
- ② 取締役会の諮問機関として、取締役総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
- ③ 取締役等がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。また、コンプライアンス委員会事務局への報告・通報内容は、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 「取締役会規程」及び「執行役員会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び執行役員の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- ⑤ 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に内部監査を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、取締役等に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ⑦ 取締役等は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の取締役等の業務遂行を常時監督する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統制部門は内部監査部とする。リスク管理担当役員並びに内部監査部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用する。また、内部統制担当役員は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月 1 回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会議において合議制により慎重な意思決定を行う。
- ③ 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
- ④ 電子稟議等の IT システムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 「コンプライアンス憲章」に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 株式会社ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
- ③ リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき職員（以下、「監査等委員補助者」という。）を置くことを求めた場合における当該監査等委員補助者に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき職員を設置することを求めた場合、取締役会はその職務の遂行に足る適切な人材を選定する。
- ② 監査等委員補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) 取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役等は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する。
 - イ. 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ハ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 各部門を統括する取締役等(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会と協議の上、適宜、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ③ 監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役等の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることもできるとともに、必要に応じて取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に対して報告を求めることができる。
- ③ 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
- ④ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

（内部統制システムの運用状況の概要）

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当事業年度における整備・運用状況の概要は、以下のとおりです。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
- ② 「コンプライアンス憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、親会社の株式会社ビックカメラ（以下「親会社」という。）と同一の方針・運用を行っている。
- ③ 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度に対応し、「景品表示規程」を定め、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に沿った対応を行うとともに、研修と人材の養成を行っている。
- ④ 業務のより効率的かつ組織的な執行を可能とするため、「職務分掌規程」に基づき、各担当事務についてより詳細な業務マニュアルの作成を行い、更にその改善に努めている。
- ⑤ コンプライアンスについては、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえた「公益通報者保護規程」を整備するとともに、コンプライアンス相談に関する相談窓口を複数設置し、広く社内に周知し、その活用が図られている。取締役総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会においては、毎月その内容が報告され、定期的に取り締役会においても報告がされることにより、コンプライアンス違反の防止及び早期発見に努めている。
- ⑥ 情報セキュリティについては、当社が保有する全ての情報資産を適切に管理・運用するための基本的方針として「情報セキュリティ規程」を制定し、親会社と同水準の管理体制を構築している。また、個人情報については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を取得し、厳重な管理体制を構築している。また、「個人情報の保護に関する法律」の改正に対応し、「個人情報保護管理規程」の整備を行い、個人情報保護に努めている。
- ⑦ 内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、第63期において主要店舗、法人事業所、及び主要な本部の内部監査を親会社との合同監査を含め合計161回実施した。
- ⑧ 働き方改革を推進し、安全で働きやすい職場環境を整備して、労働生産性を高めるとともに、「健康経営宣言」を行い、従業員とその家族の健康をサポートする施策を推進しており、経済産業省の定める「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」の認定を受けている。また、女性活躍推進に関する取り組み実施状況が優良な企業として、厚生労働省より「えるぼし認定」（2段階目）の認定を受けている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「執行役員会議規程」、「情報セキュリティ規程」、「文書管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護管理規程」等に基づき、取締役会、執行役員会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の責任部署を決定し適切に保存、管理するとともに、必要に応じて利用等に供する体制を整備している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の整備を行っている。また、リスク管理を経営の重要課題とし、行動指針を定めるリスク管理基本方針を定めている。リスク管理を強化するため、親会社とともに、リスク管理の運営計画等の策定、実行、モニタリング、改善等を実施することで、継続性を担保し、リスク管理の体制強化を図っている。
- ② 毎月、執行役員会議にてリスク管理の報告を行うとともに、定期的に、全取締役を構成員とするリスク管理委員会を開催し、より実効性のあるリスク管理体制についての議論が行われている。
- ③ 大地震や大規模災害、サイバー攻撃により甚大な被害を受けた場合を想定して、事業継続計画（BCP）の策定を進めており、BCP対応訓練の実施等により、その有効性を高めている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」「執行役員会議規程」等に基づき、第63期において、取締役会（定時12回、臨時6回）、執行役員会議（定時12回）等が開催された。
- ② 業績のタイムリーな把握については、業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、各部署よりリスク管理報告書を徴求し、毎月、リスク管理実務担当者会議を実施。親会社のグループ内部統制統括部とともに内部統制の強化を図ることとしている。
- ② 会社の業務内容等について、取締役会を始めとする様々な会議体において、情報の共有及び協議を行っている。
- ③ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、親会社と一体となって、定期的に法令研修等を開催している。
- ④ 経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、親会社と一体となってより効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。
- ⑤ 親会社と「セキュリティ委員会」を通じグループ一体となって情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの強化に努めている。
- ⑥ 親会社とグループ物流拠点の統合を行い、サプライチェーン・マネジメントの最適化を図っている。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社員必携の配布や社内研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
- ② 「公益財団法人栃木県暴力追放県民センター」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
- ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。

(8) 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 監査等委員会監査の実効性を高めるため、「監査等委員会規則」に基づき、監査の実効性を高める運用を行っている。
- ② 監査等委員は取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ③ 監査等委員は代表取締役、取締役、会計監査人、関係会社監査等委員、各部署のリスク管理実務担当者等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,975	6,493	9,386	15,880	25,226	25,226
当期変動額						
剰余金の配当					△1,231	△1,231
当期純利益					4,709	4,709
自己株式の取得						
自己株式の処分			24	24		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	24	24	3,477	3,477
当期末残高	25,975	6,493	9,410	15,904	28,703	28,703

(単位：百万円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△722	66,359	119	66,479
当期変動額				
剰余金の配当		△1,231		△1,231
当期純利益		4,709		4,709
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	245	269		269
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			22	22
当期変動額合計	244	3,746	22	3,768
当期末残高	△477	70,105	142	70,247

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上的建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）による定額法によっております。

その他……………定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

(4) 投資その他の資産

長期前払費用……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- (4) 商品保証引当金……………販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金(前払年金費用) ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は家庭用電化製品等の販売を行っており、商品の販売に関わる顧客との契約から収益を認識しております。商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として商品の引渡時点で収益を認識しております。

(1) ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

(2) 修理保証サービス制度に係る収益認識

当社は販売した家電等一部の商品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社が負担する無償の長期保証サービス、及び別途の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。

当該サービスの履行義務を識別し、契約負債を計上しメーカー保証のある期間は据え置き、長期保証の期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

一部の消化仕入に係る収益等について、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」（前事業年度36百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗設備等の固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産を16,847百万円（うち営業店舗に係る資産は14,300百万円）、無形固定資産を814百万円（うち営業店舗に係る資産は380百万円）計上しております。また、当事業年度の損益計算書において、固定資産の減損損失1,072百万円（うち営業店舗に係る減損損失は995百万円）が計上されております。

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業活動から生ずる損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、商圈における市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としており、販促活動や費用削減等の施策による店舗損益の改善予測等の仮定を含んでおります。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りににおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	44,183百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,321百万円
短期金銭債務	12,330百万円
3. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	1百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	0百万円
	売上原価	△0百万円
	販売費及び一般管理費	4,249百万円

3. 減損損失

場所	用途	種類
神奈川県 他	営業店舗 他	建物、工具、器具及び備品 他

当社は、営業店舗や遊休資産等について個別物件ごとにグルーピングしております。

当社は競争力のある店舗作りに取組み、また、効率的な店舗網構築のため、積極的な店舗統廃合を実施しておりますが、収益性が著しく低下した営業店舗、今後の統廃合により閉鎖予定の営業店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額 1,072百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物 570百万円、構築物 11百万円、機械及び装置 5百万円、工具、器具及び備品 440百万円、借地権 3百万円、ソフトウェア 41百万円であります。

当社は、個別物件ごとに正味売却価額と使用価値とを比較し、いずれが高い価額をもって回収可能価額としております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%の割引率で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	77,912	—	—	77,912

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	917	0	310	606

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り 0 千株によるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使93千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分41千株及び従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分176千株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,231百万円	16円	2024年8月31日	2024年11月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,700百万円	22円	2025年8月31日	2025年11月20日

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当 20円 記念配当 2円 (創業70周年記念配当)

4. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日即将到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

83,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	143百万円
賞与引当金	488百万円
棚卸資産	766百万円
店舗閉鎖損失引当金	35百万円
減価償却超過額	2,596百万円
減損損失	2,294百万円
資産除去債務	1,193百万円
契約負債	521百万円
その他	712百万円
繰延税金資産小計	8,753百万円
評価性引当額	△2,581百万円
繰延税金資産合計	6,172百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△945百万円
有形固定資産	△39百万円
長期前払費用	△104百万円
その他	△255百万円
繰延税金負債合計	△1,345百万円
繰延税金資産の純額	4,827百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、安全性の高い金融資産に限定して資金を運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

短期的な運転資金や設備投資計画に照らして必要となる資金を主として銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金、店舗新設等に伴う長期差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としております。このうち借入金には変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにするとともに、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期差入保証金	9,436		
貸倒引当金 (※)	△24		
	9,412	8,833	△578
資 産 計	9,412	8,833	△578
(2) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	9,501	9,456	△44
(3) リース債務(1年内返済予定のものを含む)	85	72	△13
負 債 計	9,587	9,529	△58

(※) 長期差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	26,402	—	—	—
売掛金	11,780	—	—	—
未収入金	2,173	—	—	—
長期差入保証金	5,148	2,068	262	1,956
合 計	45,504	2,068	262	1,956

2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	2,609	6,892	—	—
リース債務	40	30	13	—
合 計	2,649	6,923	13	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	—	8,833	—	8,833
資 産 計	—	8,833	—	8,833
長期借入金	—	9,456	—	9,456
リース債務	—	72	—	72
負 債 計	—	9,529	—	9,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

これらの時価は、信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
品目別に分解した売上高は次のとおりであります。

品目別	当事業年度
音響映像商品	38,943百万円
家庭電化商品	120,564百万円
情報通信機器商品	87,053百万円
その他（注2）	34,813百万円
顧客との契約から生じる収益	281,374百万円
その他の収益（注3）	1,415百万円
外部顧客への売上高	282,790百万円

- (注) 1. 物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。
2. 「その他」の主な内訳は、トイズ及び工事を含んでおります。
3. 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,886百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,780百万円
契約負債（期首残高）	9,572百万円
契約負債（期末残高）	10,087百万円

契約負債は、主に、当社が運営するポイント制度に係るポイントを付与した額、当社が販売した家電等の一部の商品に対しての無償で提供する修理保証サービス制度に係る将来の修理費用見込額及び前受金等であり、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,403百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

当事業年度	
1年以内	6,953百万円
1年超2年以内	1,147百万円
2年超3年以内	811百万円
3年超4年以内	516百万円
4年超5年以内	270百万円
5年超	387百万円
合計	10,087百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 ビックカ メラ	家庭用電化 製品の販売	被 所 有 直 接 50.47%	商 品 の 発 注、 支払業務及び手数料 の回収業務の委託 役員の兼任等	商品の発注、 支払業務及び 手数料の回収 業務の委託 (注)	176,081	買 掛 金 未収入金	11,313 1,006

(注) 商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託については、親会社である株式会社ビックカメラの仕入先及び役務提供先との取引条件と同一であります。委託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 906円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円05銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

